

## 2013年3月3日より適用されるEUの木材規制

違法伐採とは、伐採国の法律・規制に違反する形で木材を伐採することを指す。違法伐採は世界的な問題であり、経済、環境、社会的に大きな悪影響を及ぼしている。

経済面では、違法伐採により収入の減少をはじめとする逸失利益が生じる。環境面では、違法伐採は森林破壊、気候変動、生物多様性の損失と結びついている。社会面では、違法伐採は土地や資源をめぐる争いや、地方・部族共同体の機能低下、武力紛争を引き起こすことが多い。

さらに、違法な伐採が原因で安価ではあるが違法な木材や木材製品が市場に流通することになり、責任ある事業者の取り組みを損なう。

2010年10月、EUは違法に伐採された木材の貿易を取り締まるため、新しい木材規則を採択した。これは、2003年に採択された森林法施行・ガバナンス・貿易（FLEGT）EU行動計画に基づく数々の行動の一環である。

<sup>1</sup> 「木材および木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める規則」（EU（995/2010）  
[http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/eu\\_timber\\_regulation\\_jp\\_.pdf](http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/eu_timber_regulation_jp_.pdf)

# EU木材規則の定める主な義務

本規則は、以下の通り3つの重要な義務を定めることで、違法に伐採された木材および木材製品の貿易を取り締まるものである。

- 1) 本規則により、違法に伐採された木材や違法伐採木材を用いた製品のEU市場への出荷が禁止される。
- 2) 本規則ではEU市場に最初に木材製品を出荷するEU内の取引業者に対し、「デューディリジェンス（適切な注意）」を行使するよう義務付けている。

一度市場に出荷された木材および木材製品は、最終消費者の元に届く前に転売されたり加工されたりする場合がある。木材製品のトレーサビリティを確保するため、サプライチェーン中の転売・加工に関わる事業者は（本規則では「取引業者」と称する）、以下の義務を負う。

- 3) 自社の供給業者および顧客について記録する。





## 「デューディリジェンス」とは何か

「デューディリジェンス」という概念の要点は、違法に伐採された木材、または違法に伐採された木材を含む木材製品がEU市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるため、事業者がリスク管理を行わなければならないというものである。

「デューディリジェンスシステム」を構成する主要な3要素は以下の通りである。

- ・ 情報：事業者は、木材および木材製品、伐採国、数量、供給業者に関する詳細、国内法の遵守について記した情報を得ることが可能でなければならない。
- ・ リスク評価：事業者は、上に記した情報に基づき、また本規則の定める基準を考慮し、自らのサプライチェーンで違法な木材が取引されるリスクを評価する義務を負う。
- ・ リスク軽減：評価の結果、サプライチェーンで違法木材が取引されるリスクの存在が判明した場合、供給業者に対し追加情報および確認を求めることで、そのリスクを軽減することができる。

欧州委員会は2012年6月までに、「デューディリジェンスシステム」に関するより詳細な規則を策定する予定である。

## 本規則の対象製品について

本規則では、無垢材、床板、合板、パルプ、紙など幅広い範囲の木材製品が対象となる。トウ、竹などの再生製品や本、雑誌、新聞などの印刷物は対象に含まれない。必要があれば対象製品の範囲が修正される場合がある。

本規則の対象となる木材・木材製品は、輸入されたものが国産であるかを問わない。

有効なFLEGT またはCITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）のライセンスを取得した木材・木材製品は、本規則の定める必要条件に準拠しているとみなされる

<sup>2</sup> <http://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm>

<sup>3</sup> [http://ec.europa.eu/environment/cites/home\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/cites/home_en.htm)



# 本規則の実施

各EU加盟国は、本規則の施行について調整する監督当局を指定する。加盟国はまた、本規則を遵守しなかった場合に課せられる罰則の種類及び範囲についても決定する。

本規則では、欧州委員会が「監督機関」の認定を行うことが規定されている。民間の組織であるこの監督機関は、EU内の事業者に対しデューディリジェンスシステムを提供する。このため、事業者は独自のシステムを策定するか、または監督機関の開発したシステムを利用することができる。

## 詳細情報

以下のウェブサイトでさらに詳しい情報を得ることができる。

[http://ec.europa.eu/environment/forests/illegal\\_logging.htm](http://ec.europa.eu/environment/forests/illegal_logging.htm)



「本リーフレットの翻訳版は、情報提供のみの目的でEFIのEU FLEGTアジア地域支援事業担当部が作成したものである。本文章は法的拘束力をもつ翻訳ではない。」



Publications Office